沖縄科学技術大学院大学学園法案(仮称)の概要

沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与するため、沖縄科学技術大学院大学 (仮称)の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

1. 骨子

(1)沖縄科学技術大学院大学学園(仮称)(以下「学園」という)の目的 学園は、沖縄において、沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際 的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人とする。

(2) 学園の業務

- ア 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。
- イ 受託・共同研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行 うこと。
- ウ 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- エ 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務 を行うこと。 等

(3) 学園の事務所

学園は、主たる事務所を沖縄県に置くものとする。

- (4) 学園の理事会の運営及び役員の選任に関する特例
 - ア 理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができることとする。
 - イ 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運 営することができる能力を有する者でなければならないこととする。
 - ウ 監事の選任については内閣総理大臣の認可を要することとする。
 - エ 理事の過半数は外部理事となるようにしなければならないこととする。 等

(5) 補助金

国は、予算の範囲内において、学園に対し(2)の業務に要する経費の2分の1以内を補助できることとする。 等

(6) 事業計画等の認可

学園は、事業計画、弁済期間が一年を超える借入金及び重要な財産の譲渡等について内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。

(7) その他

- ア 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散並びにその権利及び義務の 学園への承継について必要な事項を定める。
- イ 補助金に関する経過措置(本法の施行日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの間は、(5)の補助金の補助率の上限を設けない)を置く。
- ウ 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法は、廃止する。
- エーその他必要な規定を置く。

2. 留意事項

(1) 閣議決定希望時期

平成21年3月3日(火)